

働きやすい職場づくりの 推進企業を認定します

ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業 募集要項



処遇改善・
正規雇用推進



ワーク・ライフ・
バランス

企業のイメージアップに！

人材確保・定着に！



長時間労働是正



ダイバーシティ
(多様な人材)

ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度とは

「働き方改革」は、女性、高齢者等、誰もが働きがい、生きがいを感じる社会づくりへの鍵。

そして、企業には、近年の人手不足に対応する観点からも、「働き方改革」に的確に対応し、職場環境の改善に取り組むことが求められています。

そこで、福岡市では、市内企業の「働き方改革」の取組みを応援するため、「働き方改革」推進企業を認定する事業を開始します。

企業のみなさまが働き方改革を進める際の指標として、福岡市独自に「取組項目」を選定しました。そのうち、一定数以上の項目を達成している企業を「ふくおか『働き方改革』推進企業」に認定します。

1 ふくおか「働き方改革」推進企業認定の要件

以下①②の要件をともに満たした企業を、ふくおか「働き方改革」推進企業に認定します。

①対象企業、事業等に関する10要件：すべて満たしていることが必要です。

I 企業の要件

- (1) 本市の区域内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請日前3年間に於いて事業主都合による離職者がいないこと。
- (3) 申請日前3年間に於いて労働に関する法律の規定に違反し、是正勧告を受け、又は当該違反等の事実を公表されたことがないこと。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (5) 企業の代表者又はその役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

II 対象事業の要件

- (6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

III 働き方改革に取り組む方針、体制の要件

- (8) 働き方改革に関する方針を明確化していること。
- (9) 働き方改革を推進する部署又は担当者を設置していること。
- (10) 働き方改革に関して労働者の意見を把握する制度があること。

②取組項目に関する要件：28項目のうち、16項目以上達成していることが必要です。

ふくおか「働き方改革」推進企業認定申請書（様式第1号）の別紙チェックリストに記載している28項目の取組項目のうち、16ポイント以上の取組みがあること。必要書類等の詳細はチェックリストをご覧ください。

28の取組項目は以下 I, II のとおり。カッコ内の数字が取組項目数。

I 実現に向けての手法・工夫（5）

- ・生産性向上の取組み（2）
- ・管理職へのアプローチ（1）
- ・従業員へのアプローチ（2）

II 分野別の取組み（23）

○非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用の推進等（4）

- ・非正規雇用労働者の処遇改善（2）
- ・正規雇用労働者の増加（1）
- ・働き方改革に対応した人事評価・処遇（1）

○長時間労働の是正（7）

- ・長時間労働の削減（3）
- ・年次有給休暇の取得の促進（3）
- ・業務改善の推進（1）

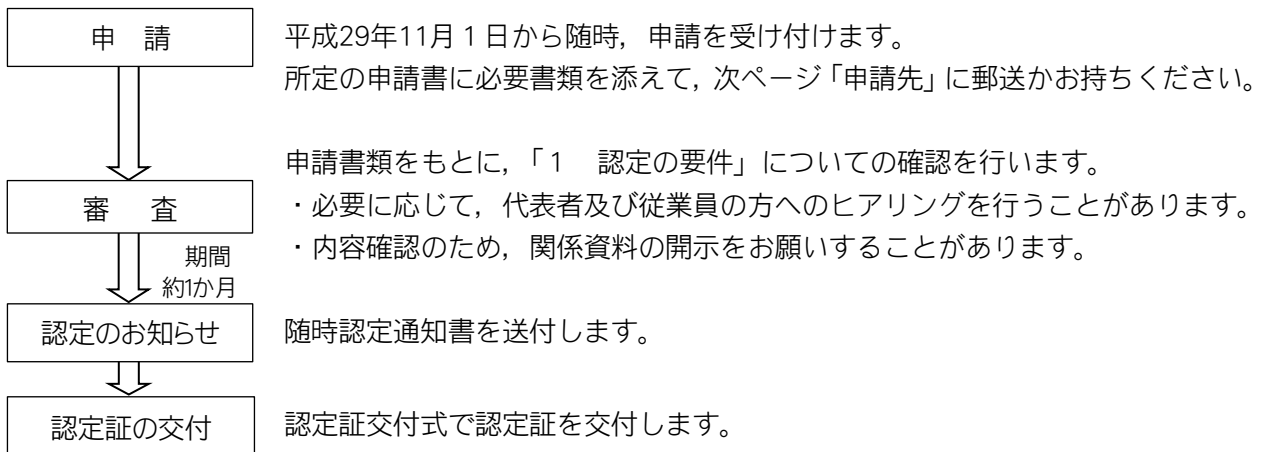
○ワーク・ライフ・バランスの確保（6）

- ・治療と仕事の両立の支援（2）
- ・介護と仕事の両立の支援（2）
- ・子育てと仕事の両立の支援（2）

○ダイバーシティの推進（6）

- ・若者が働きやすい環境整備（2）
- ・積極的な中途採用（1）
- ・高齢者の活躍の推進（1）
- ・多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進（障がい者、外国人、LGBT、旧姓使用などへの配慮、副業・兼業の推進、テレワーク、時差出勤制度等）（2）

2 申請から認定までの流れ



「認定証交付式」の開催予定

	開催時期	申請書の受付時期
第1期	平成30年2月	平成29年11月～平成30年1月
第2期	平成30年5月	平成30年2月～平成30年4月
第3期	平成30年9月	平成30年5月～平成30年8月

3 認定の有効期間

認定申請日	認定期間
平成29年11月1日から平成31年5月31日まで	認定日から平成31年7月31日まで
平成31年6月1日から平成31年7月31日まで	平成31年8月1日以降の認定日から平成34年7月31日まで
平成31年8月1日から平成34年5月31日まで	認定日から平成34年7月31日まで

4 申請書類の取り扱い、その他

- (1) ご提出いただいた申請書類等は返却いたしません。
- (2) 申請書にご記入いただいた連絡先等の個人情報については、本事業の実施に伴う各種連絡のほか、本市が実施する産業振興施策に関する情報提供にのみ利用します。
- (3) 応募資格を満たさない場合や虚偽の内容により応募した場合は、失格とします。また、認定後に判明した場合は、認定を取り消します。

5 特典

- ・福岡市ホームページ等に企業名や企業概要、「働き方改革」の取組み状況などを掲載します。
- ・「ふくおか『働き方改革』推進企業」の呼称を使用できます。
- ・中小企業融資制度で金利を優遇します。 *平成30年度から。別途審査を受けることが必要です。
- ・経済観光文化局が実施するコンペやプロポーザル方式等で加点します。 *平成30年度から。

申請先・お問い合わせ先

福岡市経済観光文化局中小企業振興部就労支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所14階

TEL 092-711-4326 FAX 092-733-5593

メール shigotojoho@city.fukuoka.lg.jp

*申請書等は福岡市ホームページからダウンロードできます

ふくおか「働き方改革」



福岡市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 中小企業支援・商店街振興 >
ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業

URL : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-roudou/life/hatarakikata-nintei.html>

